

1 建築確認手数料・中間検査手数料・完了検査手数料

申請建築物の床面積の合計		建築確認手数料			中間検査手数料 ※4	完了検査手数料 ※4、※5、※6								
		審査料 ※1	構造審査加算 ※2	ルート2基準審査加算 ※3										
30㎡以内のもの	特例有	10,000円	30,000円	78,000円	17,000円	16,000円								
	特例無	28,000円			25,000円	24,000円								
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有	17,000円			40,000円	104,000円	17,000円	19,000円						
	特例無	34,000円					25,000円	26,000円						
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有	24,000円					60,000円	112,000円	24,000円	26,000円				
	特例無	44,000円							30,000円	32,000円				
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有	38,000円							100,000円	120,000円	35,000円	41,000円		
	特例無	68,000円									48,000円	56,000円		
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		96,000円									120,000円	140,000円	77,000円	96,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		140,000円											80,000円	112,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		310,000円	100,000円	120,000円									250,000円	280,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		410,000円											80,000円	112,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		560,000円			120,000円	140,000円							380,000円	420,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		800,000円											100,000円	120,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		1,240,000円					120,000円	140,000円					560,000円	630,000円
100,000㎡超		別途、見積りによる。												

- ※1 センターに確認申請と住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を併せて申請する場合には、10,000円減額します。
- ※2 構造計算書の添付を要する建築物の場合、1棟の建築物につき加算します。
- ※3 「ルート2基準審査」とは、建築基準法施行令第9条の3の確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準による構造審査です。
- ※2及び※3については、申請建築物が法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを建築物1棟として取り扱います。
- ※4 センター以外の機関等が確認済証を交付した建築物の場合は、手数料を加算します(「5 センター以外の機関が確認済証を交付した建築物の中間・完了検査手数料の加算」をご覧ください)。
- ※5 省エネ適合性判定を受けた建築物については、その判定を要した部分の面積に応じて手数料を加算します(「6 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算」、「7 建築物省エネ法における軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算」をご覧ください)。
- ※6 センターに完了検査建築物に係る確認申請と「住宅性能評価又はまもりすまい保険」の申請がある場合は、1,000円減額します。また、完了検査の直前に仮使用認定通知書をセンターから交付された建築物については、仮使用認定のページをご覧ください。

床面積の合計は、次の区分に応じて定める方法により面積を算定します。

●建築確認

(1)建築物を建築する場合((2)に掲げる場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積。ただし、建築物を同一棟で増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積に既存床面積の1/2を加えた床面積(既存床面積が10,000㎡を超える場合は、別途見積り)

(2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

●中間検査 中間検査申請に係る建築物の、建築に係る部分の床面積の合計

●完了検査

(1)建築物を建築した場合(移転を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2)建築物を移転、又は大規模の修繕、規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の1/2

2 区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、防火区画検証法、耐火性能検証法による設計を行った場合の確認申請手数料の加算

当該検証法ごとの床面積の合計	区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	防火区画検証法 耐火性能検証法
2,000㎡以内	36,000円	36,000円
2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	63,000円	63,000円
10,000㎡超	別途、見積りによる。	別途、見積りによる。

3 特定天井・天空率による設計を行った場合の確認申請手数料の加算

一の特定天井につき20,000円	一の建築物の天空率の設計につき20,000円
------------------	------------------------

4 建築設備、昇降機、工作物の確認・完了検査の手数料

	確認審査 ※9	確認を受けたものの 計画変更の場合 ※9	完了検査 ※9
建築設備 ※7 (小荷物専用昇降機を除く。)	22,000円	12,000円	31,000円
昇降機 ※7 (小荷物専用昇降機を除く。)	22,000円	12,000円	31,000円
小荷物専用昇降機	11,000円	6,000円	16,000円
工作物 ※8	19,000円※10	10,000円※8	22,000円

※7 手数料表の建築設備、昇降機は、法第87条の4で規定する建築設備、昇降機です。

※8 手数料表の工作物は、建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げるものに限りです。

※9 手数料は、建築設備、昇降機、工作物それぞれ1か所ごとの手数料となります。

※10 擁壁など1か所で連続する工作物でも形状、種類等が異なるため構造計算書が複数添付を要する場合は、表の額に、構造計算書が1件を超える毎に6,000円を加算します。

5 センター以外の機関等が確認済証を交付した建築物の中間・完了検査手数料の加算

申請建築物の床面積の合計	他機関が確認済証を交付した建築物の加算額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、 100㎡以内のもの	17,000円
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	34,000円
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	48,000円
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	70,000円
2,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの	150,000円
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	200,000円
10,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの	280,000円
20,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの	400,000円
50,000㎡を超え、 100,000㎡以内のもの	620,000円
100,000㎡超	別途、見積りによる。

6 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算

建築物全体が建築物エネルギー消費性能適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しません。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した部分の床面積の合計		センターから直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	センター以外の者から直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物
30㎡以内のもの	特例有	3,200円	6,400円
	特例無	4,800円	9,600円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有	3,800円	7,600円
	特例無	5,200円	10,400円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有	5,200円	10,400円
	特例無	6,400円	12,800円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有	8,200円	16,400円
	特例無	11,200円	22,400円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		19,200円	38,400円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		26,000円	52,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		46,000円	92,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		56,000円	112,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		72,000円	144,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		84,000円	168,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		126,000円	252,000円
100,000㎡超		別途、見積もりによる。	

7 建築物省エネ法における軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算

建築物省エネ法における軽微な変更の区分		加算額
ルートA	センターから直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	判定料金(税抜)×1割
	センター以外の者から直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	判定料金(税抜)×2割
ルートB	センターから直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	判定料金(税抜)×2割
	センター以外の者から直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	判定料金(税抜)×4割

※ 判定料金(税抜)はセンターの「建築物エネルギー省エネ性能適合性判定業務規程」に定める「単独申請の場合」から算出される判定料金(税抜)となります。

ルートA:建築物省エネ法における軽微な変更で、省エネ性能が向上する変更をいいます。

ルートB:建築物省エネ法における軽微な変更で、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更をいいます。

8 仮使用認定の手数料、仮使用認定を受けた建築物等の完了検査の手数料

●建築物の仮使用認定の手数料

仮使用認定に係る床面積の合計	建築物の仮使用認定の手数料		
	基本手数料	昇降機加算	省エネ適合判定加算
200㎡以内のもの	48,000円	昇降機1基につき 31,000円 を加算します 小荷物専用昇降機1基につき 16,000円 を加算します	仮使用認定の申請部分に省エネ適合判定を受けた部分が含まれる場合 仮使用認定の申請部分で、省エネ適合判定を要した部分の床面積の合計に応じ、 「6 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算」 「7 建築物省エネ法における軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算」 (3ページをご覧ください。) により算定した額を加算します
200㎡を超え、500㎡以内のもの	110,000円		
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	140,000円		
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	190,000円		
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	290,000円		
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	340,000円		
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	430,000円		
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	500,000円		
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	750,000円		
100,000㎡超	別途、見積りによる。		

床面積の合計は、次の区分に応じて定める方法により面積を算定します。

- (1)建築物を建築した場合(移転を除く。) 仮使用認定の申請に係る部分の床面積
- (2)建築物を移転、又は大規模の修繕、規模の模様替をした場合 仮使用認定の申請に係る部分の床面積の1/2

●建築設備の仮使用認定の手数料

	建築設備 (小荷物専用昇降機を除く)	小荷物専用昇降機
仮使用認定の手数料	31,000円	16,000円

●再度受ける仮使用認定の手数料

- (1)仮使用認定を受ける部分を追加する場合(センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。) 当該追加する部分について、「建築物の仮使用認定の手数料」により算出した額
- (2)仮使用認定期間を変更する場合(センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。) 20,000円
- (3)(1)及び(2)以外の場合 仮使用認定申請に係る床面積の合計に応じ、「建築物の仮使用認定の手数料」により算出した額

●仮使用認定を受けた建築物に関する完了検査の手数料

<ご注意> 以下の取扱いは、直前の仮使用認定通知書をセンターから交付された建築物に関する完了検査の手数料です。これに該当しないものの完了検査の手数料は、通常の完了検査手数料となります。(1ページをご覧ください。)

- (1)建築等(建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。以下同じ。)をする部分全てに仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

当該建築物全体の仮使用認定をセンターから受けた完了検査の手数料は、20,000円

(ただし、当該建築物が一戸建ての住宅の場合は8,000円)

- (2)建築等をする部分の一部に仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

ア 「完了検査の手数料の算出床面積」=「完了検査申請に係る建築物の床面積の合計」-「確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分の床面積」 で完了検査の手数料を算出します。

また、この「完了検査の手数料の算出床面積」で省エネ適合判定を要した部分の加算額を算出します。

イ 完了検査申請に、仮使用認定を受けた法第87条の4で規定する昇降機がある場合は、この昇降機を除いて完了検査手数料を算出します。